

令和〇〇年度弘前市石川児童館の管理に関する年度協定書（案）

弘前市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、弘前市石川児童館の管理業務（以下「管理業務」という。）の実施について、弘前市指定管理者による弘前市石川児童館の管理に関する協定書第33条第2項の規定に基づく令和〇〇年度における年度協定を締結する。

（協定期間）

第1条 この協定の期間は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までとする。

（年度指定管理料）

第2条 甲は、令和〇〇年度における乙の管理業務に対する対価として、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）の指定管理料を支払う。

2 前項の指定管理料のうち金100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を修繕費とし、収支に余剰が生じた場合には、当該余剰金を甲に返還し、精算するものとする。

3 弘前市石川児童館指定管理者募集要項Ⅲ6（1）②で規定する児童館延長利用事業に対する令和〇〇年度における対価は、別表「児童館延長利用事業に係る指定管理料算出表」に基づき算定し、第1項の指定管理料と別に支払う。

（支払方法）

第3条 前条第1項の指定管理料は、乙からの請求に基づき次のとおり支払うものとする。

支払時期	対象期間	支払額
令和〇〇年〇月	令和〇〇年〇月～〇月	〇〇〇〇円
令和〇〇年〇月	令和〇〇年〇月～〇月	〇〇〇〇円
令和〇〇年〇月	令和〇〇年〇月～〇月	〇〇〇〇円
令和〇〇年〇月	令和〇〇年〇月～〇月	〇〇〇〇円

2 前項の指定管理料の支払いは前金払いとする。

3 前条第3項の児童館延長利用事業に係る指定管理料は、事業実績報告後、乙の請求により次のとおり支払うものとする。

	対象期間	支払い時期
上半期	令和〇〇年〇月～9月	令和〇〇年10月
下半期	令和〇〇年10月～令和〇〇年3月	令和〇〇年4月

4 甲は、第1項及び第3項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

（協議）

第4条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 櫻田 宏

乙 青森県弘前市大字〇〇  
〇〇〇〇法人 〇〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇